

フィプロニルの水質モニタリングデータと当面のリスク管理措置（案）

（水産動植物の被害防止に係る登録保留基準関係）

フィプロニルについては、水産動植物被害防止に係る農薬登録保留基準値案（以下、「水産基準値案」という。） $0.024 \mu\text{g/L}$ と水産PEC（非水田PEC_{Tier1} $0.020 \mu\text{g/L}$ 、水田PEC_{Tier2} $0.017 \mu\text{g/L}$ ）が近接している。「水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準値案と環境中予測濃度（水産PEC）が近接している場合の対応について」（平成23年10月11日中央環境審議会土壌農薬部会農薬小委員会（第27回）了承）に基づき調査した水道統計における原水中のフィプロニル検出状況等から当面のリスク管理措置を3のとおりとする。

1 フィプロニルの水質モニタリングデータ

（1）農薬残留対策総合調査（別紙1）

平成26年度に水田農薬河川モニタリング調査等として、フィプロニルの水質調査を行っている。しかしながら、本調査の定量下限値を $0.05 \mu\text{g/L}$ として実施（現行の水産基準は $19 \mu\text{g/L}$ ）したため、 $0.05 \mu\text{g/L}$ 以上のフィプロニルは検出された地点はなかったものの、 $0.024 \mu\text{g/L}$ を超えて検出された地点がなかったかは確認できていない。

（2）水道統計における原水中のフィプロニル濃度の調査結果（別紙2）

平成24～26年度に行われた水道統計における原水の水質調査において、のべ1,720地点でフィプロニルの測定が行われている。その結果、のべ158地点でフィプロニルが検出され、そのうちのべ43地点（平成24年に6県（18地点）、25年に7県（15地点）、26年に6県（10地点））で水産基準値案 $0.024 \mu\text{g/L}$ を上回るフィプロニルが検出された（最高検出値 $0.16 \mu\text{g/L}$ ）。

ただし、採水地点、サンプリングの期間等は不明であり、水道統計におけるフィプロニル濃度は水産基準値及び水産PECと単純に比較可能な数値ではない。

なお、水質管理目標設定項目におけるフィプロニルの目標値は 0.0005mg/L （ $0.5 \mu\text{g/L}$ ）で、水質管理目標設定項目の検査方法による固層抽出—LC—MS法の定量下限値は 0.000005mg/L （ $0.005 \mu\text{g/L}$ ）となっている。

2 フィプロニルの使用実態等

フィプロニルは水稲、野菜、花、サトウキビ等に対して適用がある。

フィプロニル農薬原体の出荷量は、2010年をピーク（44.3t）に、近年は減少傾向（2015年21.6t）にある（図：フィプロニル原体の全国出荷量）。製剤としては、粒剤及び水和剤があり、剤の種類により出荷先の都道府県は異なり、全国的に使用されていることが想定される（別紙3）。

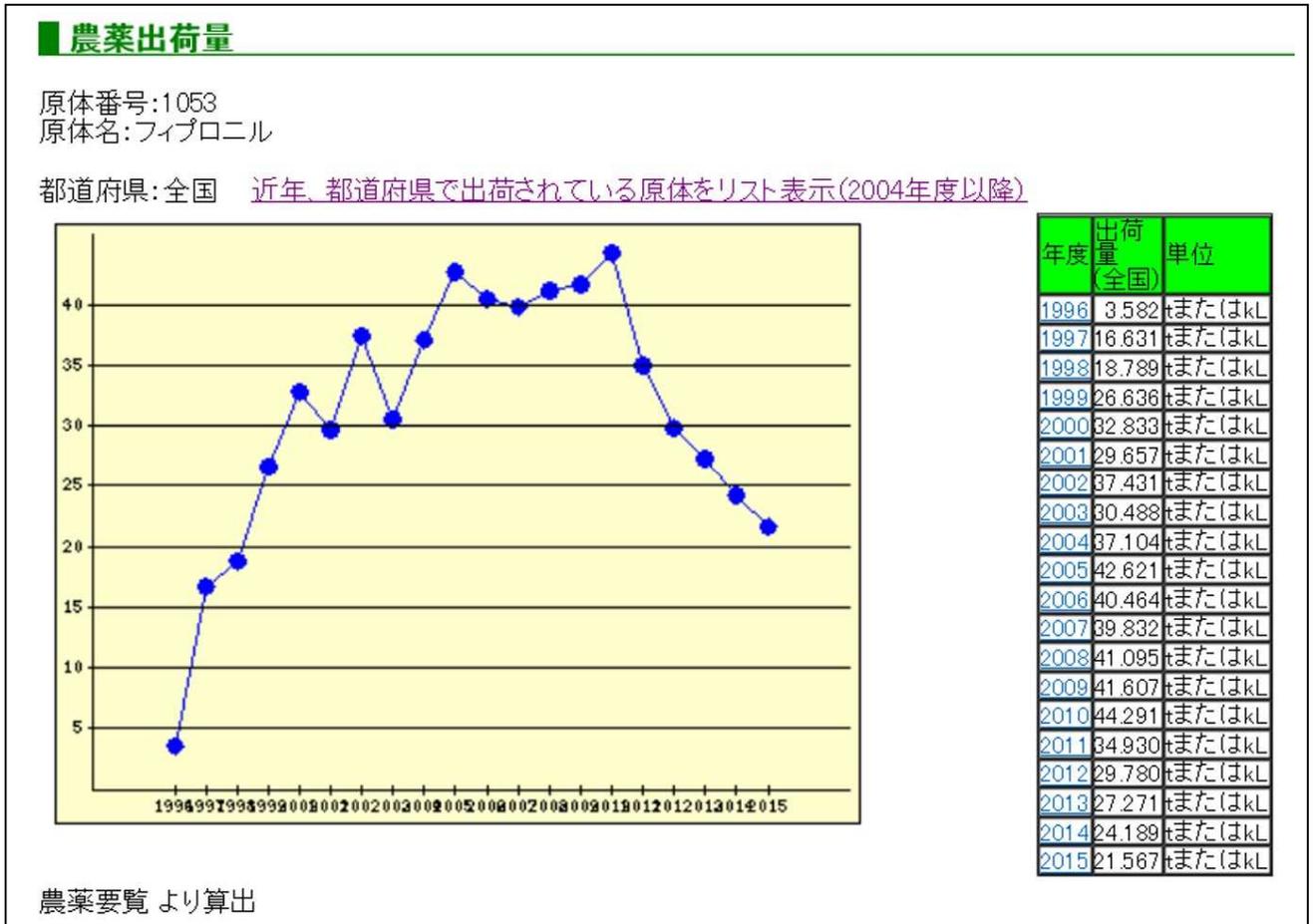
主な河川への流出時期については、以下のことが考えられる。

①水田における使用の場合は、適用農作物名「稲（箱育苗）」であることから、田植え

シーズンが河川への主な流出時期であると考えられる

- ②畑地における使用の場合（野菜（キャベツ、ブロッコリー）等に対して使用される場合）は、主な使用方法はセル成型育苗トレイ、ペーパーポットへの散布であることから、本圃への野菜の定植時期が河川への主な流出時期であると考えられる。しかしながら、詳細な使用・流出実態についてはさらなる調査が必要である。

図：フィプロニル原体の全国出荷量



出典：国立環境研究所 Webkis-plus（化学物質データベース）

3 当面のリスク管理措置

1の水質モニタリングデータより、26年度の農薬残留対策総合調査においては、定量下限値が水産基準値案よりも高かったため状況の確認ができなかったこと、水道統計における原水の水質調査においては、農薬使用との関係性、採水地点、サンプリング期間等が明らかではないものの、水産基準値案（ $0.024 \mu\text{g/L}$ ）を上回る検出が複数地点で見られていること、水産基準値案（ $0.024 \mu\text{g/L}$ ）と水産PEC（水田PEC_{Tier2}が $0.017 \mu\text{g/L}$ 、非水田PEC_{Tier1}が 0.020 ）が近接していることから、農薬の使用実態を把握しつつ、農薬の登録申請に係る試験成績について（平成12年11月24日付け12農産第8147号農林水産省農産園芸局長通知）の別添の2-10-6（別添参考参照）に示す実施方法に基づき、農薬残留対策総合調査等によるフィプロニルの水質モニタリング調査の実施について優先して検討することとする。

平成26年度農薬残留対策総合調査結果

大阪府の大和川水系の石川下流域、佐備川下流域及び飛鳥川下流域において、フィプロニル粒剤の使用を考慮した水質モニタリングを行った。

1. 調査対象河川と地域概要

(1) 流域面積

石川橋（水田：2500 ha）

大伴橋（水田：220 ha）

飛鳥川（水田：100 ha）

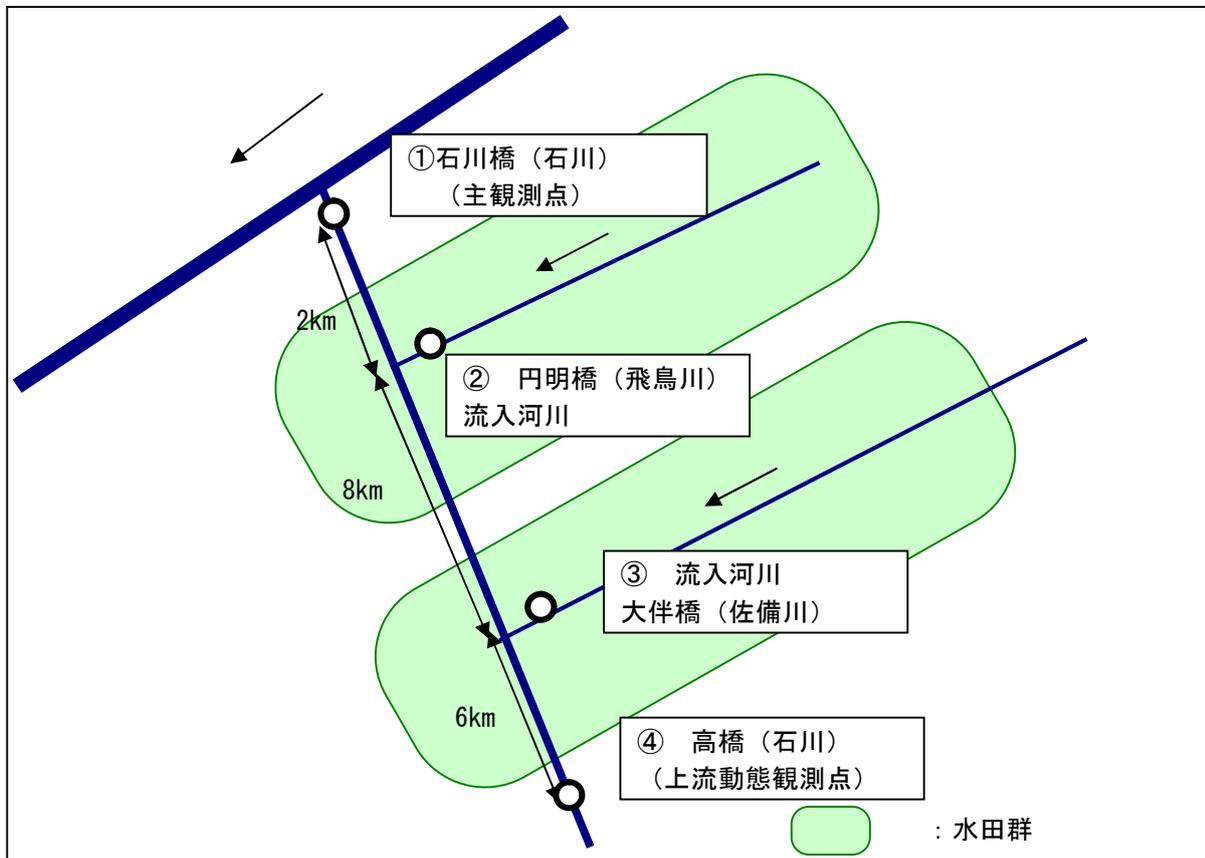
高橋（水田：1000 ha）

(2) 観測地点

表 観測点の概要

No.	地点名	区分	備考
①	石川橋（石川）	主観測点	環境基準点、石川下流
②	円明橋（飛鳥川）	流入地点	環境基準点、地点①と地点④の間で石川に流入する。
③	大伴橋（佐備川）	流入地点	環境基準点、地点①と地点④の間で石川に流入する。
④	高橋（石川）	上流部観測点	環境基準点、石川上流

図 調査地点の模式図



2. 調査対象地域における農薬の使用と農薬成分の流出量の推定

表 調査対象農薬の使用実態に関する情報

農薬成分 (商品名)	調査対象農薬の使用実態に関する情報
フィプロニル(プリンス粒剤)	主用途：殺虫剤(稲育苗箱) 使用時期：播種前～移植当日 使用面積：1.2 km ² 使用量：1200kg 普及率((農薬使用面積/当該作物栽培面積)×100)：5%

表 調査地域における農薬成分の流出量・流出率

農薬成分	使用量(kg/流域)	流出量(kg/流域)	流出率※(%)
フィプロニル	12	0	0

※流出率：調査地域からの成分流出量/調査地域の成分使用量

3. 調査結果

表 河川水中における農薬成分の消長：フィプロニル(μg/L)

採水日	農薬使用 時期等	調査地点			
		①主観測地 点	②流入河川	③流入河川	④上流部観 測地点
1	5/12	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
2	5/19	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
3	5/26	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
4	5/30 農薬使用最盛期	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
5	6/2	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
6	6/4	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
7	6/6	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
8	6/9	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
9	6/11	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
10	6/13	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
11	6/16 田植え終了	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
12	6/20	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
13	6/23	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
14	6/27	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
15	6/30	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
16	7/7	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
17	7/14	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
18	7/22	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
19	7/31	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05

水道統計における原水中のフィプロニル濃度の調査結果

平成24年度

：水産基準値案を超える最高検出値

都道府県名		水源名	最高検出値 ($\mu\text{g/L}$)
1	青森県	新井田川	0.007
2	茨城県	久慈川表流水	0.026
3	茨城県	那珂川水系那珂川	0.022
4	千葉県	利根川水系江戸川	0.017
5	千葉県	利根川水系利根川	0.011
6	千葉県	利根川水系利根川	0.011
7	千葉県	利根川水系江戸川	0.017
8	東京都	江戸川	0.011
9	東京都	利根川・村山貯水池	0.027
10	東京都	江戸川	0.013
11	東京都	鴨川・小川・八戸水源	0.005
12	長野県	千曲川	0.013
13	愛知県	蛇ヶ洞川	0.015
14	大阪府	表流水（出灰川）	0.007
15	大阪府	淀川	0.005
16	兵庫県	武庫川（山田川と混合）	0.008
17	兵庫県	県営水道（神出系）、美囊川水系脇川川	0.022
18	兵庫県	竹原川水源	0.005
19	和歌山県	紀の川	0.005
20	和歌山県	日置川	0.005
21	和歌山県	日高川	0.005
22	島根県	千本ダム	0.005
23	島根県	玉湯川水源	0.012
24	岡山県	草加部第3水源	0.009
25	広島県	松板川、黒瀬川	0.017
26	広島県	入野川	0.03
27	広島県	西城川表流水（江ノ川水系）	0.018
28	香川県	綾川	0.039
29	高知県	有井川	0.014
30	福岡県	菊池川（清里水源と混合）	0.041
31	福岡県	菊池川	0.041
32	福岡県	菊池川	0.041
33	福岡県	鯉田水源	0.015
34	福岡県	穂波川表流水	0.016

都道府県名		水源名	最高検出値 ($\mu\text{g/L}$)
35	福岡県	田川水道企業団他2水源混合	0.082
36	福岡県	遠賀川表流水	0.051
37	福岡県	今川伏流水	0.009
38	福岡県	今川表流水外企業団浄水混合	0.043
39	福岡県	遠賀川	0.008
40	福岡県	庄内川表流水他2水源混合	0.059
41	福岡県	泉河内川表流水	0.03
42	福岡県	泉河内川表流水	0.03
43	福岡県	今川表流水他1水源混合	0.012
44	佐賀県	松浦川	0.044
45	佐賀県	巖木川	0.012
46	佐賀県	六角川・松浦水系鳥海	0.14
47	佐賀県	松浦川水系川古川	0.04
48	佐賀県	松浦川水系狩立	0.16
49	佐賀県	筑後川水系宝満川	0.084
50	佐賀県	松浦川水系巖木川	0.013
51	佐賀県	塩田川水系吉田川	0.005
52	鹿児島県	神嶺ダム	0.005
53	鹿児島県	大瀬川	0.005
54	鹿児島県	亀徳川	0.005
55	鹿児島県	名田川	0.005

平成25年度

：水産基準値案を超える最高検出値

都道府県名		水源名	最高検出値 ($\mu\text{g/L}$)
1	青森県	馬淵川	0.005
2	青森県	新井田川	0.006
3	秋田県	雄物川水系雄物川	0.006
4	山形県	最上川	0.01
5	茨城県	久慈川水系	0.026
6	埼玉県	荒川水系入間川	0.005
7	東京都	多摩川・利根川等	0.005
8	東京都	利根川・村山貯水池	0.008
9	東京都	利根川・村山貯水池	0.006
10	東京都	江戸川	0.006
11	東京都	大川水源	0.1
12	神奈川県	相模川水系（馬入川）	0.03
13	神奈川県	相模川水系（馬入川）	0.03
14	大阪府	表流水（出灰川）	0.007

都道府県名		水源名	最高検出値 ($\mu\text{g/L}$)
15	兵庫県	船場川（表流水）（他1水源（地下水）と混	0.013
16	兵庫県	船場川（表流水）（他1水源（地下水）と混	0.012
17	兵庫県	竹原川水源	0.005
18	和歌山県	紀の川	0.005
19	島根県	千本ダム	0.007
20	島根県	玉湯川水源	0.009
21	岡山県	小田中第1水源（小田中第2水源と混合）	0.01
22	岡山県	草加部第3水源	0.016
23	広島県	松板川、黒瀬川	0.071
24	広島県	入野川	0.056
25	広島県	太田川表流水、高瀬堰	0.008
26	広島県	西城川表流水（江ノ川水系）	0.008
27	徳島県	吉野川水系旧吉野川	0.005
28	香川県	香東川御殿北取水口（香東川御殿南取水口	0.051
29	香川県	香東川芦脇取水口，内場ダム	0.015
30	香川県	坂瀬取水口（新川取水口と混合）	0.081
31	香川県	後川取水井	0.019
32	福岡県	菊池川	0.045
33	福岡県	筑後川	0.01
34	福岡県	鯉田水源	0.022
35	福岡県	田川水道企業団他2水源混合	0.006
36	福岡県	遠賀川表流水	0.073
37	福岡県	今川伏流水	0.031
38	福岡県	今川表流水外企業団浄水混合	0.04
39	福岡県	浮州池	0.011
40	福岡県	那珂川水系那珂川（他3水源と混合）	0.006
41	佐賀県	巖木川	0.082
42	佐賀県	六角川・松浦水系鳥海	0.005
43	佐賀県	松浦川水系狩立	0.011
44	佐賀県	筑後川水系宝満川	0.14
45	佐賀県	松浦川水系巖木川	0.036
46	長崎県	東大川（他水源と混合）	0.013
47	長崎県	津波見川	0.012
48	宮崎県	耳川水系耳川	0.005
49	鹿児島県	甲突川	0.008
50	鹿児島県	稲荷川	0.022
51	鹿児島県	神嶺ダム	0.005
52	鹿児島県	亀徳川	0.005

都道府県名		水源名	最高検出値 ($\mu\text{g/L}$)
53	鹿児島県	名田川	0.005

平成26年度

：水産基準値案を超える最高検出値

都道府県名		水源名	最高検出値 ($\mu\text{g/L}$)
1	山形県	最上川	0.019
2	栃木県	利根川水系思川	0.016
3	栃木県	利根川水系思川・深井戸	0.046
4	埼玉県	荒川水系入間川	0.026
5	東京都	江戸川	0.006
6	東京都	利根川・村山貯水池	0.006
7	新潟県	信濃川水系洩海川	0.005
8	滋賀県	野洲川支流表流水	0.005
9	大阪府	淀川	0.021
10	大阪府	表流水（出灰川）	0.006
11	兵庫県	船場川（表流水）（他1水源（地下水）と混	0.006
12	奈良県	大和川水系布留川	0.017
13	和歌山県	広川水系広川	0.005
14	島根県	千本ダム	0.008
15	島根県	玉湯川水源	0.01
16	島根県	玉湯川水源	0.007
17	岡山県	小田中第1水源（小田中第2水源と混合）	0.011
18	岡山県	草加部第3水源	0.009
19	広島県	松板川、黒瀬川	0.069
20	広島県	入野川	0.041
21	広島県	太田川表流水、高瀬堰	0.008
22	広島県	西城川表流水（江ノ川水系）	0.013
23	山口県	第2水源	0.006
24	山口県	第2水源	0.006
25	山口県	湯本水源	0.002
26	徳島県	吉野川水系旧吉野川	0.005
27	香川県	香東川御殿北取水口（香東川御殿南取水口	0.055
28	香川県	香東川芦脇取水口、内場ダム	0.041
29	香川県	坂瀬取水口（新川取水口と混合）	0.038
30	香川県	後川取水井	0.006
31	高知県	加久見川水系（加久見川）	0.005
32	高知県	有井川	0.008

都道府県名		水源名	最高検出値 (μ g/L)
33	福岡県	菊池川	0.052
34	福岡県	筑後川	0.005
35	福岡県	田川水道企業団他2水源混合	0.009
36	福岡県	遠賀川表流水	0.028
37	福岡県	今川表流水外企業団浄水混合	0.009
38	福岡県	遠賀川	0.005
39	福岡県	庄内川表流水他2水源混合	0.005
40	福岡県	泉河内川表流水	0.005
41	福岡県	泉河内川表流水	0.005
42	佐賀県	厳木川	0.007
43	佐賀県	厳木川	0.017
44	佐賀県	六角川・松浦水系鳥海	0.02
45	佐賀県	松浦川水系狩立	0.012
46	佐賀県	筑後川水系宝満川	0.044
47	佐賀県	松浦川水系厳木川	0.007
48	長崎県	東大川（他水源と混合）	0.013
49	大分県	山国川	0.009
50	宮崎県	耳川水系耳川	0.005

平成27農薬年度農薬種類別県別出荷数量

出典：農薬要覧-2016-（（一社）日本植物防疫協会）

	フィプロニル (1%)粒剤	フィプロニル (0.5%)粒剤	フィプロニル (1%)・プロホパ ナゾール(24%) 粒剤	フィプロニル (0.6%)・プロ ホパナゾール (24%)粒剤	フィプロニル (1%)・チフルサ ミト(3%)・プロ ホパナゾール (10%)粒剤	フィプロニル (1%)・プロホパ ナゾール(20%) 粒剤	フィプロニル (0.6%)・オリ サストロビン (7%)
北海道	10.0	-	-	-	-	-	13.6
青森	0.5	-	-	20.2	-	-	61.8
岩手	1.2	-	-	11.0	-	-	5.6
宮城	0.1	-	-	5.8	-	-	147.6
秋田	4.6	-	-	9.1	-	-	19.9
山形	4.0	-	-	69.8	-	-	31.8
福島	0.5	-	-	43.1	-	-	-
茨城	5.6	-	-	1.4	-	-	0.5
栃木	5.4	-	0.5	14.7	-	0.3	6.2
群馬	28.6	-	0.7	10.1	0.1	-	0.1
埼玉	5.9	-	-	0.3	-	-	-
千葉	32.7	-	0.6	0.4	0.7	-	1.1
東京	0.7	-	-	-	-	-	-
神奈川	2.8	-	-	0.7	-	-	1.4
山梨	3.0	-	0.1	3.6	-	-	-
長野	0.7	-	0.7	1.6	-	-	-
静岡	4.2	-	7.1	-	3.3	4.1	-
新潟	39.1	-	0.6	25.9	-	-	10.7
富山	0.4	-	-	0.3	-	-	0.5
石川	0.2	-	-	14.1	-	-	15.7
福井	3.7	-	0.2	-0.7	-	-	2.2
岐阜	1.5	-	8.7	-	-	14.2	-
愛知	67.7	-	5.7	-	0.9	1.0	-
三重	2.0	-	0.1	-	0.1	0.3	-
滋賀	2.4	-	-	-	-	-	-
京都	0.7	-	0.5	1.4	-	-	-
大阪	4.0	-	-	-	-	-	-
兵庫	3.5	-	31.3	-	0.2	4.3	-
奈良	-	-	5.2	-	1.1	-	-

	フィプロニル (1%)粒剤	フィプロニル (0.5%)粒剤	フィプロニル (1%)・プロホパ ナゾール(24%) 粒剤	フィプロニル (0.6%)・プロ ホパナゾール (24%)粒剤	フィプロニル (1%)・チフルサ ミド(3%)・プロ ホパナゾール (10%)粒剤	フィプロニル (1%)・プロホパ ナゾール(20%) 粒剤	フィプロニル (0.6%)・オリ サストロビン (7%)
和歌山	1.5	-	0.7	-	-	-	-
鳥取	1.3	-	31.1	-	0.4	20.5	-
島根	0.4	-	9.8	-	1.7	6.1	-
岡山	3.7	-	1.0	-	3.0	25.3	-
広島	3.1	-	19.8	-	23.0	12.3	-
山口	2.3	-	9.0	-	18.0	1.2	-
徳島	0.1	-	0.2	-	11.5	-	-
香川	1.2	-	0.1	-	47.0	-	-
愛媛	0.9	-	-	-	6.5	4.1	-
高知	0.1	-	9.8	-	11.5	0.4	-
福岡	7.6	-	8.6	-	3.6	5.7	-
佐賀	5.1	-	8.5	-	0.8	0.1	-
長崎	0.1	-	-	-	-	-	-
熊本	9.5	9.9	1.3	-	14.9	1.4	-
大分	0.2	-	0.2	-	28.0	5.3	-
宮崎	0.5	11.7	3.0	-	14.4	-	-
鹿児島	0.2	164.4	1.1	-	5.4	1.0	-
沖縄	-	392.9	-	-	-	-	-
その他	0.3	-0.1	-0.5	0.1	0.9	2.7	-0.2
総計	273.8	578.8	165.7	232.9	197.0	110.3	318.5

(注)・単位はt又はkI

- ・「-」は出荷数量が50kg又は50I未満のもの。「その他」の数量には、50kg, 50Iに満たない数値の端数を含む
- ・総出荷量が100t又はkI以上の製剤のみを記載

河川における農薬濃度のモニタリング

1. 目的

本モニタリングは、現に登録を有する農薬について、公共用水域の水中における当該農薬の濃度に関する知見を得ることを目的とする。

2. 調査地域

- (1) 直近における出荷量統計に基づく都道府県別普及率の上位県のなかから、使用状況等を踏まえ、対象農薬及び用途分野について河川中農薬濃度が最も高くなると考えられる2地域以上を選定する。
- (2) 調査河川は、調査対象農薬の使用地区からの排水が流入することが明らかな河川を選定する。
- (3) 調査地点は、少なくとも以下の地点を選定する。

① 水質汚濁性の評価に用いる場合

ア 評価地点

当該地区からの主排水路等の調査河川への合流地点の直近下流域とする。

イ 動態観測点

当該地区からの農薬流出動態を的確に把握できる主排水路等において動態観測点を設置することが望ましい。

ウ 上流部観測点

当該地区からの排水の調査河川への合流地点の上流部とする。

② 水産動植物に対する毒性影響の評価に用いる場合

ア 評価地点

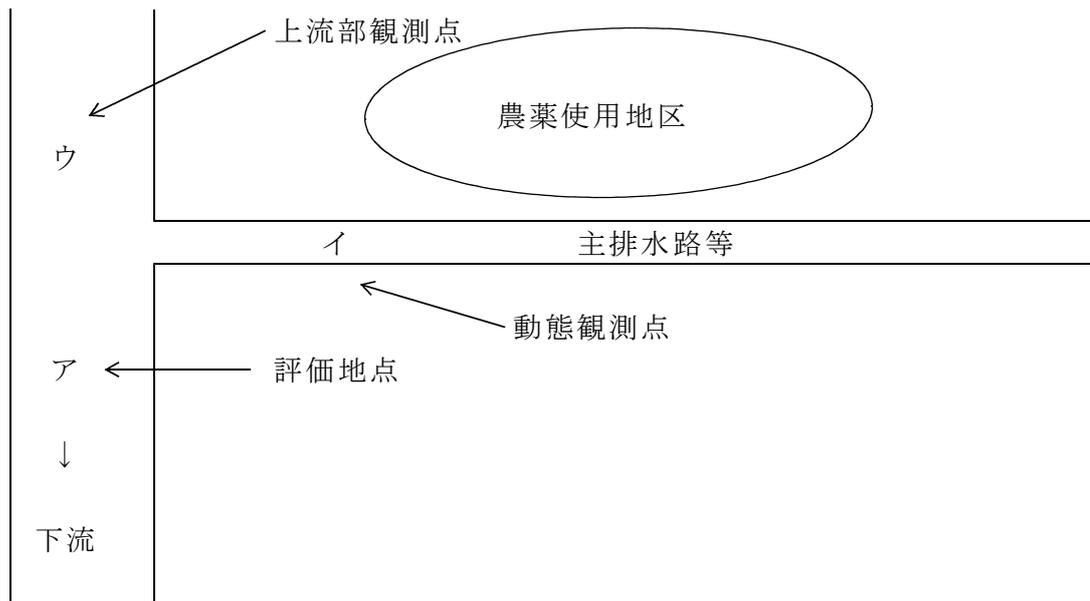
当該地区下流域の最寄りの公共用水域常時監視地点（環境基準点又は補助点）とする。

イ 動態観測点

当該地区からの農薬流出動態を的確に把握できる主排水路等とする。なお、地域内において農薬使用地区が複数まとまって存在する場合は、2地区以上において動態観測点を設置することが望ましい。

ウ 上流部観測点

当該地区からの排水の調査河川への合流地点の上流部とする



3. 流量測定及び気象観測

水質汚濁性の評価に用いる場合には、4半期に1回以上、水産動植物に対する毒性影響の評価に用いる場合には、調査期間中に1回以上、評価地点における流量（ m^3/s ）を測定する。さらに、期間中の気象について記録を行う。

4. 試料（河川水）の採取

（1）採取方法

- ① 採取器具はステンレス又はガラス製の適切なものを用い、原則として各調査地点の流心から採取する。
- ② 採取は底質が入らないよう注意して行い、粗大な浮遊物は除去する。

（2）採取期間及び間隔

① 水質汚濁性の評価に用いる場合

ア 水田に使用する農薬の場合

試料採取は、農薬使用時期前から開始し、農薬使用時期においては1週間ごとに、その後においては1ヶ月ごとに、評価地点における農薬濃度が定量限界以下となることが確認されるまで行う。

イ 水田以外に使用する農薬の場合

試料採取は、農薬使用時期においては約2週間ごとに、その後においては1ヶ月ごとに、評価地点における農薬濃度が定量限界以下となることが確認されるまで行う。

② 水産動植物に対する毒性影響の評価に用いる場合

ア 水田に使用する農薬の場合

試料採取は、農薬使用時期前から開始し、農薬使用最盛期においてはできるだけ毎日、その後においては数日～1週間おきに実施し、評価地点における農薬濃度の不可逆的な減衰傾向が確認されるまで行う。

イ 水田以外に使用する農薬の場合

試料採取は、農薬使用期間において約1週間ごとに、使用時期の概ね1か月後まで行う。

5. 試料の取り扱い

水質汚濁性試験に準ずる。

6. 試料の分析

(1) 分析対象物質

水質汚濁性の評価に用いる場合には、水質汚濁性試験に準じ、水産動植物に対する毒性影響の評価に用いる場合には、模擬水田を用いた水田水中農薬濃度測定試験に準ずる。

(2) 分析方法

- ① 分析対象物質を正確に分析できる方法を採用する。
- ② 分析対象物質の濃度は $\mu\text{g}/\text{l}$ で表す。
- ③ 分析は、各試料ごとに少なくとも2回行い、これらの平均値を測定値とする。
- ④ 分析法の精度は、分析対象物質の検出が見込まれる濃度範囲での変動係数により確認する。
- ⑤ 分析法の感度は、試料について分析の全操作を行った場合に十分な回収率が得られる最低濃度である定量限界で表すこととし、試験の目的に則した感度とする。
- ⑥ 試料は、原則として、採取後速やかに分析に供することとするが、やむを得ず試料を一時保管しなければならない場合には、適切な管理条件下に保管し、保管期間中は、分析対象物質の安定性を確認するため保存安定性試験を実施する。
- ⑦ 保存安定性試験は、分析対象物質を含まない類似試料に既知量の分析対象物質を添加し、分析試料と同一条件で同一期間以上保管した試料を分析する方法により行う。
- ⑧ 分析法の回収率は定量限界及び分析対象物質の検出が見込まれる濃度範囲で、類似試料（調査対象農薬の混入のない上部から採取した河川水、もしくは農薬使用時期以外に採取した河川水等）に既知量の分析対象物質を添加した試料を用いて確認する。

7. 報告事項

- (1) 試験成績作成機関（設計機関及び実施機関）
- (2) 被験物質
- (3) 試験条件（調査実施地域、調査方法、調査期間中の気象及び試料採取操作等の詳細）
- (4) 分析方法（概要及び詳細）
- (5) 分析対象ごとの定量限界及び回収率
- (6) 分析結果
- (7) 農薬流出要因に関する考察
- (8) 年間又は最大濃度期における平均濃度